

ひまわり通信 NO1510 号

ひまわり相続相談室



相続士 酒井俊雄 090-6671-9268
日本相続士協会登録 551003
京都市中京区壬生淵田町 32 番地
一般社団法人 家族信託普及協会 認定コーディネーター

平成 29 年 9 月 15 日

いよいよ秋到来です。青々としていた田んぼも黄金色となり、刈り取りの準備や終えたところもあるようです。先日はある信託銀行主催の相続セミナー（民事信託）に行ってきました。「対象は士業（弁護士・税理士・司法書士など）」大阪で行われたのですが、その道のプロが 150 人程度集まり、盛況でした。それだけ関心が高く、問題を抱えている専門家が多いことに改めて気づかされたました。高齢者が恐れている「認知症」の人、その数は 500 万人。誰でもが、成年後見制度について、理解し、認知症に備えることが必要であります。

成年後見法は 2000 年 4 月にスタートしましたが、運用実績（2016 年）については

① 利用全般の不振	成年後見制度	203551 人
② 任意後見契約締結の低迷	後見	161307 人
③ 後見の偏重	保佐	30549 人
④ 補助の低迷	補助	9243 人
⑤ 国際比較	任意後見	2461 人

このような状況を踏まえ、「**成年後見制度利用促進法**」の基本計画が閣議決定されました。超高齢化社会が現実となった今、わが国では、認知症等により財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支えあっていくことが喫緊の課題となっており、関係府省庁が連携して成年後見制度の利用の促進に関する諸施策を推進していかうとしています。

*基本計画の閣議決定

- ① 利用者がメリットを感じる制度
- ② 地域連携ネットワーク
- ③ 不正防止
- ④ 新しい金融商品の開発
 - (a) 信託活用の今後
 - (b) 信託と成年後見の連携

*行政・司法・民間のネットワークの構築

今後は民事信託（家族信託）の取り組みをすすめながら、ただしい信託を目指すことが士業の使命となります。

私の個人的な理解としては 身上保護は後見制度、財産管理は家族信託と理解しました。まだまだこの制度の法的インフラが整っていません。信託口座の開設を行っている銀行は、皆無といって等しいです（関西地区）。しかしながら動き出しています。取り扱うことができる専門家は少なく、ネットワークも構築されていません。

相続は税だけの問題ではありません。身上保護や正しい財産管理、相続争いを避けるために誰でもが成年後見制度について理解し、認知症に備えることが必要だと考えます。

***売買契約後の土地への相続課税**

土地を売却しました。売買契約を済ませ、あとは引渡しだけ。そのタイミングで売り主個人の相続。土地の路線価評価は9億円ですが売買金額は22億円です。土地名義はまだ売り主個人です。だから相続財産は土地であり路線価で評価し9億円・・・。しかし税務署は、契約済みなので土地ではなく、買主に売買代金を請求する権利が相続財産で、それは22億円だといえます。

たとえ本件土地の所有者が売り主に残っている（所有権の移転時期を売買代金完済の時とする旨の特約により）としても、もはやその実質は売買代金債権を確保するための機能を有するに過ぎず、独立して相続税の課税財産を構成しないというべきであって、課税財産となるのは売買残代金債権である。 ・ ・ 最高裁 1986年 12月 5日判決

+++++

*相続はネットワークで対応します。それぞれの問題を各専門家で検討し、解決するために活動致しております。「ひまわり相続相談室」はワークグループの総称です。

【役割分担】

酒井会計サポート：コーディネーター、相続士、記帳代行

つむぎ司法書士事務所：法務および登記業務

とわのパートナーズ：土地家屋調査士

税理士法人 堀口会計：税務相談、相続税申告

日本相続士協会会員：相続士全国組織

家族信託普及協会会員：家族信託についての情報（全国）